

資料 I

# 水循環ADVANCED企業(仮)の 選出基準について

令和 8 年 7 月  
内閣官房水循環政策本部事務局



水循環ACTIVE企業ロゴマーク

## ■これまでの取組状況について

- 大企業だけでなく、中小企業も含めて広がりを持たせることが重要
- CHALLENGE企業が増えるよう仕組みづくりの強化も必要。一般の方に水の価値をもっと周知していくべき
- 企業連携フェアは、流域ごとで異なる課題を広く共有できる有用な場。企業の工夫や地域とのつながりを可視化することが出来れば、社会へのメッセージにもつながる
- 制度に登録、企業連携フェアへの参加や情報交換で満足するだけでなく、次のステージ2をどのように設計するかは重要
- 企業に自治体の問題を肌で感じてもらうようなイベント（見学会）もあれば良い
- いずれにしても、今後は多様なステークホルダーの協働が重要



アフターサポートの増強・広報活動の拡充については次回以降

## 前検討会における主な意見

- 社内含め、取組の認知も重要。評価基準は深化していくもの、アップデートしていけるものが良い。定量評価は大事だが、小規模活動でも集合的に大きな取組になる場合の評価もあるとよい
- スター企業に光が当たってしまうということもあり他の企業のモチベーションが下がってしまう懸念。段階みたいなものをうまく見せていくかが大事。一方で、定性的なものの評価は難しい。ナラティブやストーリー、地域のステークホルダーからの推薦など総合的な評価が出来ると良い
- コレクティブアクション（共通の目的や課題を解決するために、個人や企業、組織が「協働」して行う集団的な行動や取組）によるビジネス環境のリスクの軽減も論点の1つ。また、チャレンジ企業のモチベーションを下げないために、アフターサポートの中に段階を高めていくための場の形成が非常に重要

水循環ACTIVE企業から、さらに優秀な企業（水循環ADVANCED企業）を選出する枠組みを検討

## 水循環ADVANCED企業（仮）

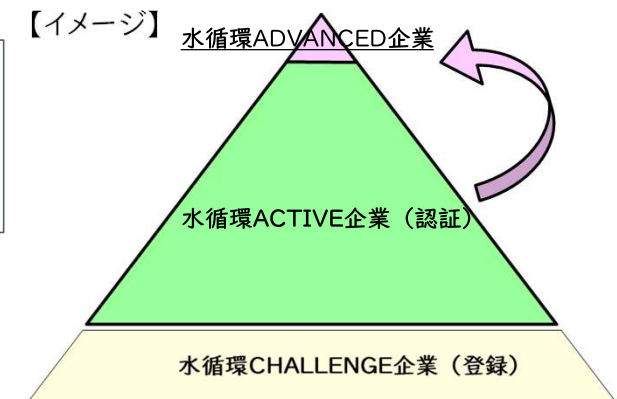
### 目 的

健全な水循環の維持・回復に資する活動を効果的かつ持続的に実施している企業を、健全な水循環の推進を担うリーダーとして認証することで、企業による水循環への取組のさらなる深化と拡大を図る。

### 水循環ADVANCED企業の位置づけ

水循環ACTIVE企業のうち、地域と一体となって流域の水循環を先導するなど、自社の枠を超えた水循環に資する取組を推進し、効果の高い取組を持続的に実施している企業

次ページの評価軸（案）に基づき水循環ADVANCED企業を選出



## 水循環ADVANCED企業を認証するための4つの評価軸（案）と考え方

### ①水循環全体を意識した取組・評価

- 水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環する「水循環」全体を意識し、健全な水循環を維持・回復するための取組であること。

### ②流域を意識した連携

- 流域の水循環に関する課題に対して、自社の枠組みに留まらず、自治体やNPOを含めた流域内の様々なステークホルダーと連携し、一体となって進められている取組であること。

### ③持続可能性

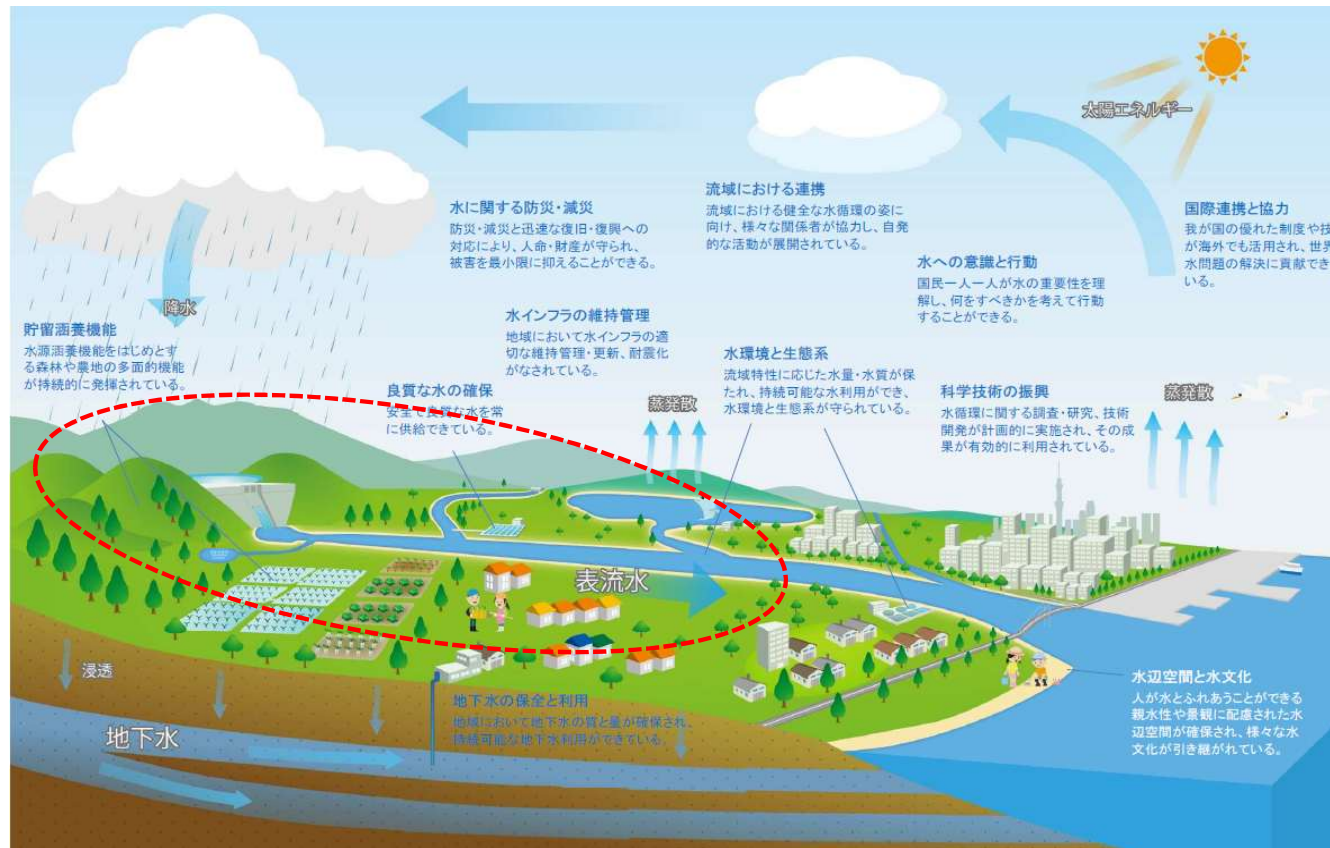
- 部門横断的な体制を有し、継続的な投資計画、将来計画に基づく取組を推進するなど、持続的な推進体制を有する取組であること。
- 次世代への教育、人材育成に寄与する取組であること。

### ④地域の活性化

- 企業間の連携による新たなビジネス機会の創出や、上流域への支援・交流を通じた流域内連携の推進等、地域経済の振興や地域課題の解決に寄与する取組であること。
- 流域の水の教育的・文化的価値向上や、自然の価値向上に結びつく取組であること。

【論点】 ・水循環ADVANCED企業を選出するための評価軸は、上記の考え方で妥当か。

- ・「健全な水循環」とは、人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環をいう。
- ・水循環全体に対して、自社が及ぼす影響を把握した上で「健全な水循環に資する取組」を行っている企業を対象とする。



- 流域を視野に入れた取組
- 水収支の把握には、公表されているデータを活用（水文水質データベースなど）





## ①水循環全体を意識した取組・評価

◆ 以下のいずれかに記載する水関連の自社の目標があるか、およびそれに対して定量的評価が来ているか。

☐ 水使用量に対して涵養を行っているか

※水源林における森林整備・保全

※地下水への還元

★森林整備における涵養量は、林野庁簡易手法の利用可能

☐ 事業活動における水量の把握（取水・排水・消費）および取水量の削減が来ているか。

※事業活動による水量の削減

☐ 法定の排水基準の遵守に加え、排水に含まれる有害物質の影響を把握しているか

（排水される河川での生物環境調査など）

※法定の排水基準より厳格な社内基準の設定遵守

## ②流域を意識した連携

☐ 共有可能な課題を特定できているか

☐ 自治体、NGO、NPO、他業者など他のステークホルダーと連携しているか

☐ 自社の役割が明確になっているか

☐ 自社施設だけでなく上下流も含めた取組か

## ③持続可能性

☐ 経営層のコミットメントがとれているか

☐ 活動実績が10年以上あるか

☐ 年間投資が継続的に確保されているか

☐ 社内及び社外への教育・啓発をしているか

☐ 部門横断的な推進体制が構築されているか

☐ KPIが設定され、定期的にレビューされているか

## ④地域の活性化

☐ 取組を通じて地域の課題解決に寄与しているか

☐ 取組を行う上で、流域内のナラティブやストーリーを意識しているか

☐ 流域内連携を推進する取組を行っているか

☐ 取組が流域の水の教育的・文化的価値向上や、自然の価値向上に結びついているか

## 【論点】

・水循環ADVANCED企業を認証するための審査項目は適当か。

・将来的な国際的展開を見据えた審査項目となっているか。

・災害時の安全な水へのアクセスなど間接的な取組のみでは対象にならないことについてのご意見。

## ➤ 取組区分① 水源域における森林整備・保全の事例

### ① A社（製造業）

#### 【取組内容】

国内工場の水源エリアの森に於いて地域の方々や様々な分野の専門家たちと共に森林と生物多様性を保全する取組を実施。

さらには、自然体験プログラム「森と水の学校」と、小学校で行う「出張授業」の2つを柱とした教育・啓発活動を実施しており、20周年以上の活動実績がある。

#### 【凡例】

①水循環全体を意識

③持続可能性

②流域を意識した連携

④地域の活性化

## ➤ 取組区分② 地下水への還元

### ② B社（製造業）

#### 【取組内容】

2010年より〇〇にて、涵養田による地下水涵養の取組を開始し、その後、工場がある〇〇町へ涵養田を移し、現在も取組を継続中。

2023年度には工場の地下水採取量の100%以上を涵養する方針を打ち出し、涵養田の拡大に取り組み、2024年度には涵養田/敷地内緑地管理/涵養林等の多様な取組にて、地下水涵養率100%以上を達成。

## ➤ 取組区分④ 事業活動における水量の削減

### ③ C社（製造業） ※ヒアリングを実施した企業

#### 【取組内容】

隣接する工場とパートナーシップを結び、自社工場の排水を隣接工場で再利用している。

## ➤ 取組区分⑥ 自社以外が実施する水源涵養に係る支援

### ④ D社（製造業）

#### 【取組内容】

科学的調査に基づき、工場周辺の地下水の起源を調査した、工場の西方に位置する〇〇周辺が水源域の一つであることが判明。

これを受け、長野県の制度を活用し、〇市と協定を締結。この協定のもと、〇市の指導の下、社員および取引先からボランティアを募り、年3回の森林保全活動を実施。

下草刈り・伐採・植樹・植樹地の整備などを、毎年継続して活動を行うことで、水源涵養に貢献。

## ➤ 取組区分③ 法定の排水基準より厳格な社内基準の設定・遵守

### ⑤ E社（製造業）

#### 【取組内容】

事業所排水の環境生物への影響を確認するため、法令による排水基準を満たすことはもとより、排水に含まれる化学物質の影響を総合的に把握・評価するために、平成25年よりWET\*試験の実施を開始し、11年間継続して実施している。

令和6年にも、国内のすべての工場・研究所において年1回のWET試験を実施し、問題がないことを確認した。

\*全排水毒性（Whole Effluent Toxicity）。希釈した排水を入れた水中で、甲殻類（ミジンコ）、藻類（ムレミカヅキモ）、魚類（ゼブラフィッシュ）への影響を調べ、排水や環境水の安全性を総合的に評価する手法

また、会社にて運営している小学生～高校生を対象とした科学体験施設にて、実験教室、科学教育プログラムなどを通して、これからの社会の担い手となる次世代に対して、バイオや水循環・環境教育への興味・関心を高めてもらえる機会を創出

#### 【凡例】

①水循環全体を意識

③持続可能性

②流域を意識した連携

④地域の活性化

## ➤ 取組区分⑪ 水循環に関する研究開発費の確保

### ⑥ F社（建設業）

#### 【取組内容】

（公社）日本水環境学会が、博士後期課程の大学院生などの若手研究者による水環境分野の優れた研究成果を広く紹介し、更なる研究発展を支援する目的で設立した博士研究奨励賞に対して、平成19年度から出捐という形で協力。

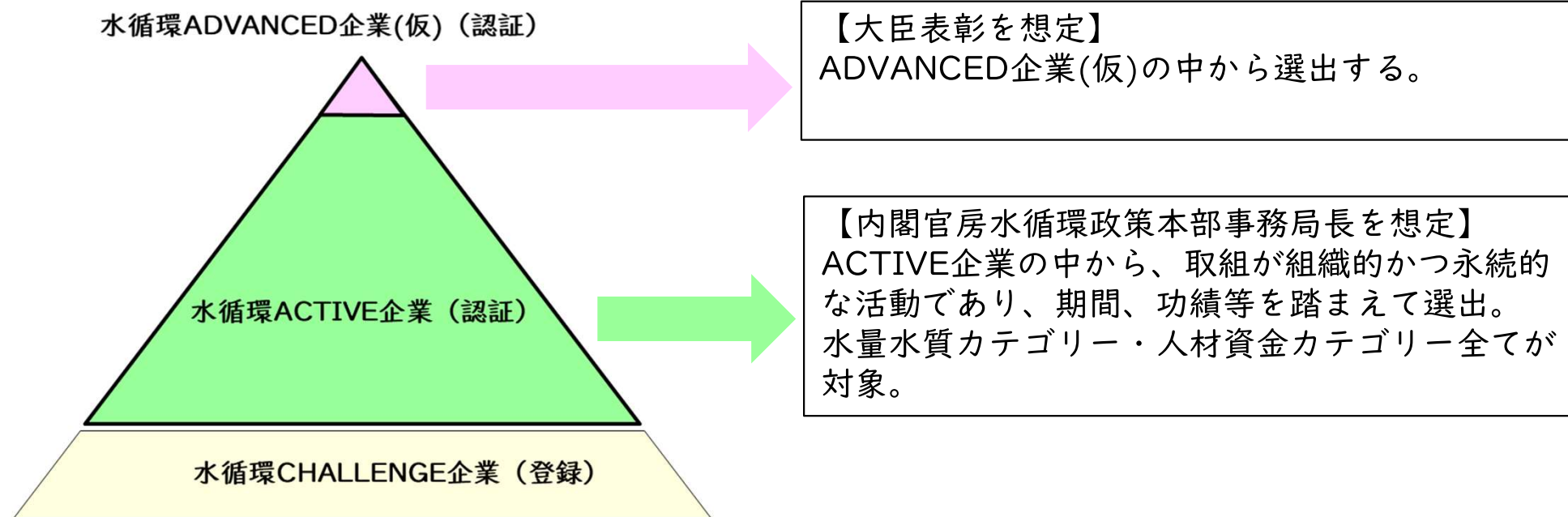
### ⑦ G社（製造業）

#### 【取組内容】

東南アジア諸国における水問題の解決に資する技術、政策、制度、法律、又は産業及び経済発展の方向性に関する学習、研究を希望する学生を支援するため、グローバル人材育成センター埼玉が実施する給付型の海外留学奨学金に、自社の支援によるものを設置



- ADVANCED企業(仮)の設置に合わせて、表彰制度を開始。ADVANCED企業(仮)、ACTIVE企業からそれぞれ企業を選出して表彰を行う。
- 表彰式は、企業連携フェアなどの場を活用して実施する。



事務局で選出後、有識者委員会に諮り、受賞者を決定